

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

149

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること(例えば3年等とする)。

具体的な支障事例

障害児通所給付決定の有効期間については、省令により、最長1年間と定められている。そのため、最長でも1年毎に申請から支給決定までの手続きを行っている。これは、児童は成長とともに状態にも変化があるため、1年毎に、支給の要否を判断するべきだという考えに基づくものである。

しかし、現状として、一度障害児通所給付費の支給をした場合、その後は18歳到達や転出になるまで支給を継続していくことが大多数であるため、1年毎の申請が保護者にとって負担となっている。また、増加し続ける支給決定者に伴い、事務量が膨大になることで、新規申請については最長で3か月程度の待機期間が発生している。

(備考)

障害児通所支援支給決定者数 平成29年3月末:2,318人 平成30年3月末:2,873人 平成30年9月末:3,168人 平成31年4月末:3,128人

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障害児通所支援に係る支給決定有効期間を1年から3年程度に延長することで、個々の障害児に応じて柔軟かつ適切な期間を定めて支給決定を行うことが可能となる。これにより支給決定保護者としても、適切な頻度において申請手続きを行うことが可能となる。また、有効期間の延長により事務量が軽減され、新規申請者の待機期間の改善が見込まれる。

なお、支給決定を3年にした場合における、負担上限額の決定については、毎年度行うことを想定している。

ただし、今年度10月からの「就学前の障害児の発達支援の無償化」により、対象となる3～5歳児については、その間の負担上限額の決定も不要になることが見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務処理要領)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、石岡市、大阪市、徳島市、宮崎市

○当市でも同様に、障害児通所支援に係る支給決定有効期間を1年から3年程度に延長することで、個々の障

害児に応じて柔軟かつ適切な期間を定めて支給決定を行うことが可能となる。これにより支給決定保護者としても、適切な頻度において申請手続きを行うことが可能となる。また、有効期間の延長により事務量が軽減され、新規申請者の待機期間の改善が見込まれると考えられる。
○サービス利用者や相談支援事業者の利便性等を考慮した場合、有効期間の延長は一つの方法と思われる。

各府省からの第1次回答

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化することから、一定期間ごとに通所給付決定の見直しを行うことが必要であり、通所給付決定の有効期間については1年を上限とし、障害児の障害状態に即した適切な通所給付決定を行うことが重要である。
御指摘も踏まえ、障害児通所給付費等に係る通所給付決定の実情を把握した上で、適切に判断してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案が実現した場合であっても、変化の見込まれる児童は1年未満の支給決定とすることを基本とし、相談支援事業所及びサービス提供事業所の意見を踏まえて自治体が1年以上の支給決定が可能と判断する児童のみが1年以上の支給決定となることを想定している。
また、支給決定期間の途中で状態の変化により支給決定を変更することも可能と考えている。
当該申請にかかる保護者の負担及び自治体の事務量の増大の解消は急務であり、今回提案募集制度により提案した趣旨を十分に踏まえ、地方自治体により柔軟な対応が可能となるよう早急にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングでは、来年度の調査研究事業で実情把握をするとのことだったが、委託を行わず厚生労働省において抽出自治体の実情を調査するなど、調査研究事業の予算を使う以外の方法により、今年度中に把握する方法も検討すべきではないか。
○2次ヒアリングまでには、実情把握の方法、内容及びスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答でお答えしたとおり、通所給付決定の有効期間の上限については、障害児通所給付費等に係る通所給付決定の実情を把握した上で検討したいと考えている。
実情把握のための調査に当たっては、新規に通所給付決定を受けた障害児のその後の通所給付決定状況の推移について、当該障害児の年齢や障害種別、地域性等も考慮に入れつつ、十分なサンプル数を確保する必要があるが、抽出・調査に当たっては地方自治体にも御協力をお願いすることになる。地方自治体の過大な負担とならないよう、令和2年度の調査実施に向けて検討してまいりたい。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】
(5)児童福祉法(昭22法164)
(v)障害児通所給付決定の有効期間(21条の5の7第8項)については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化

提案団体

生駒市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。

具体的な支障事例

平成 27 年に農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)が改正され、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を担う推進委員が新設された。

この推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、その基準として「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下」とすることが政令において定められている。

本市では、農地面積が 628 ヘクタールであるため、上限となる7人の委員を委嘱し、法第 17 条第2項の規定に基づき、各推進委員に担当区域を割り振った上で、利用状況調査、日常パトロール、集落座談会等の現場活動を行っていただいている。農業委員も現場活動を行うことが可能であるため、現状では、1地区ごとに農業委員と推進委員が2人1組になって協力して現場活動を実施している状況である。

しかし、本市農地の特徴として、急峻な地域であり、不整形で小規模な農地(1筆当たりの面積が平均で約 350 m²)や車が進入できない農地が多いため、高齢者が多い推進委員一人が、担当する区域内について調査等を行うのには非常に労力と時間がかかっている。推進委員を7人から 10 人に引き上げられれば、域内の地区割りを 10 地区として、推進委員一人一人の負担を軽減することが可能になると考えている。

このように、農業委員会の運営体制や区域内にある農地の地理的状況等は地域によって様々であるにもかかわらず、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来していることから、地域の実情に応じて定数を決定することが可能となるよう、定数基準の参酌化を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

推進委員が担当する区域の現場活動の負担が軽減され、農地等の利用の最適化の推進のための活動を効率的かつ効果的に行うことが可能となる。

根拠法令等

農業委員会等に関する法律第 18 条第2項、農業委員会等に関する法律施行令第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

御杖村、京都市、枚方市、上田市、鳥取県

○大都市近郊の当市の農業は、農業従事者の高齢化と都市化により、担い手の減少や後継者不足、遊休農地の問題がますます深刻化しております。農業委員会組織は、平成29年7月20日から新体制となりました。旧体制の農業委員数が17名であり、その数を上限として、新体制の農業委員数と推進委員数を決めました。当時の農地面積は589haであったため、推進委員を6名として、残りの人数11名を農業委員としました。当市推進委員の活動は主に、①農地法等許可案件に関する担当地区の現地調査及び総会出席、②推進委員の打合せ（ほぼ毎月）、③遊休農地等の担当地区現地調査であります。特に③においては、推進委員の丁寧な現地活動により、遊休農地を減らすことができました。当市の場合、②と③は推進委員のみの活動であり、農業委員よりも推進委員の業務量が多い状況です。当市は、都市近郊であるため農地から宅地化などの転換が大幅になされ、年々農地が減少しています。今年度委員の改選があり、令和2年7月20日からの推進委員の定数は、農地面積が531haであったため、何とか今期と同様の6名を確保することができました。しかし、このまま農地の改廃が進んでいくと、3年後の推進委員の定数が減る可能性が高いと危惧しています。農地面積だけで人数を定めると市域の面積は変更はないため、人数が減ると必然的に推進委員の活動範囲が広くなり、推進委員の負担が増えることが予想されます。そのため、今までのような活動は難しくなるかと思われます。できれば、今後も現行人数を維持し、推進委員の活動を発展させていきたいと考えます。地域の実情に応じた形での推進委員の定数を定めることができれば、農業委員会必須事務である「農地等の利用の最適化の推進」の活動が長期的に充実した形で取り組めると考えます。

各府省からの第1次回答

推進委員の定数については、平成27年に農業委員会等に関する法律を改正し、推進委員を設置するにあたり、全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている。
なお、農業委員会事務局として臨時職員を雇用するための予算を措置しているところであり、推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

推進委員の定数は、「全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている」との見解であるが、「農業委員会組織・制度見直しに関する要請」（平成26年12月4日平成26年度全国農業委員会会長代表者集会決議）では、地域の農業・農地に十分な責任を果たしうる活動をするための担当地域の委員一人当たりの農地面積を「概ね1人当たり100haとして、十分な体制整備を図ること」を国に求めている。農地の地理的状況等は地域によって様々であるところ、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来している。地域の農業・農地に十分な責任を果たしうる活動をするためにも、「概ね1人当たり100ha」を「従うべき基準」として上限を定めるのではなく、「参酌すべき基準」として地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、今回見直していただきたい。
推進委員の定数基準が参酌化されれば、推進委員一人ひとりの負担が軽減され、よりきめ細かく農業者の声や農地の状況等を把握することが可能となり、もって担い手への農地利用の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規農業者の参入促進などの効果が期待されるので、積極的に検討いただきたい。
なお、「推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能である」との見解が示されているが、推進委員が担当する区域の範囲に変わりはないことなどから、推進委員の負担軽減は極めて限定的であり、支障を根本的に解決することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行す

べきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地域によって農地の地理的状況等が区々の中で、機械的に農地面積(ha)を100で除して得た数を推進委員の定数の上限とする現行の基準は、硬直的であり、地域の実情を踏まえ、見直すべきではないか。

○地域の実情を必要最小限度で早急に把握した上で、推進委員が農地利用の最適化等の役割を全うできるように検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○交付金の財源制約は、必ずしも定数に上限を定める根拠とならないのではないか。

各府省からの第2次回答

農地が点在している等により推進委員の農地利用最適化業務に支障が生じていると市町村長が認めた場合に限り、推進委員の定数基準を見直す方向で検討する。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

150

提案区分

A 権限移譲

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。

具体的な支障事例

【支障の概要】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、言わば高圧ガス保安法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分(移動、輸入、廃棄、容器、事故等)も多い。

このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、平成30年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。

また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、指定都市所掌の消防行政、高圧ガス保安行政と密接な関連性を有することから、一元化することで統一的な指導と効率的な行政運営が可能となり、支障事例についても改善が図られる。

【懸念の解消策】

全ての都道府県知事の権限を指定都市の長に一律に移譲することは、同一県内の複数の市町村で事業を行っている事業者にとっては、複数の自治体の所管となり、行政手続等の負担が現状よりも増加する事が想定されるが、一の指定都市の区域内にのみ販売所又は事業所を有する事業者に関するものを権限移譲の対象とし、同一県内の二以上の市町村に販売所又は事業所を有する事業者に関するものについては都道府県知事に権限を残すこととすれば、行政手続等の負担は増加せず、事業者の広域的な活動を妨げるものとはならない。

根拠法令等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3条の2第2項から3項、第4条、第6条、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第1項、第33条第1項から第2項、第34条第3項、第35条第1項、同条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条

の5、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10第各々項、第36条第1項、第37条の2第1項から第2項、第37条の3第1項から第2項、第37条の4第1項、第37条の5第3項、第37条の6第1項、同条第3項、第37条の7、第38条の3、第38条の10、第82条第1項から第2項、第83条第1項から第4項、第87条第1項から第2項、第88条第2項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条、第30条、第132条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県

○以下の現状を踏まえると、指定都市が液石ガス法に係る事務を行うことで、液石ガスを含め、高圧ガス全般を担当することとなり、事業者の利便性の向上が見込まれるほか、高圧ガスについて法令による切れ目のない指導が可能となり高圧ガスに係る保安の向上が見込まれる。

【バルクローリー】

事業者が一台のバルクローリーを民生用及び工業用の双方で運用する場合、液石ガス法の充てん設備と高圧法の移動式製造設備に係る許可、検査を受ける必要があるが、当該バルクローリーの使用の本拠地が指定都市「外」であれば、県が液石ガス法及び高圧法に係る許可と検査を行うが、使用の本拠地が指定都市「内」であれば、県が液石ガス法、指定都市が高圧法に係る許可、完成検査を行うこととなる。このため、バルクローリーの使用の本拠地を指定都市とする事業者に対してのみ、申請窓口が県と指定都市に分かれることによる負担を生じさせている。

【供給設備】

液石ガスの供給設備の区分は、その貯蔵能力の順に①液石ガス法の特定供給設備以外の供給設備、②液石ガス法の特定供給設備、③高圧ガス法の供給設備となる。①及び②に係る事務を県で行い、指定都市では③に係る事務を行うこととなるが、指定都市が③より貯蔵能力が小さい①及び②に係る事務を行わないこととなるため、事業者の申請先の誤りの原因になっている。

○熊本市の提案をベースに高圧ガス保安法及び液石法両法のあり方を整理する必要があると考えている。

○当県では平成30年度に県条例により指定都市の長に事務・権限を移譲している。移譲に際し、指定都市を含む二以上の市町に事業所又は販売所を有する事業者については、当県に権限を残している。現在までに、運用上支障となる事例はなく、県、市ともに効率的な行政運営が行えている。

○当県では、事務処理特例条例により液化石油ガス関連部分についても指定都市に移譲しているが、条例移譲部分については、一義的に県が国との仲介役や相談を担うことが多く、一体的な指導のため高圧ガス保安法と同様に法定移譲が必要と考える。

各府省からの第1次回答

高圧ガス保安法、液化石油ガス法の両法で重複する保安領域のうち、一部の事務の担当行政庁が異なることにより、どのような支障が生じているのか精緻に把握するため、まずは実態調査が必要。都道府県、政令指定都市等の関係団体に、本年9月の二次回答までに実態調査アンケートを行う。

なお、高圧ガス保安法第79条の3および同法施行令第22条の規定にもあるとおり、液化石油ガス法に係る設備に関する事務については、公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして規定されており、こちらの制定経緯や実態等についても併せて確認を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実態調査においては、本市支障事例の範囲に留まらず、『根拠法令等』に示す事務・権限全般について、幅広く情報収集をお願いしたい。その上で、具体的な支障事例が把握された場合は、権限移譲について前向きな検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)における事務・権限については、提案のとおり高圧ガス保安法との整合性を図ることが必要である。このため、液化石油ガス販売事業者の登録等の権限については、提案のとおり指定都市、または第一次勧告を踏まえ高圧ガスの製造等の許可等の権限とともに市町村に移譲すべきである。なお、コンビナート地域等については、高圧ガス保安法の事務・権限が指定都市に移譲されていないことを踏まえ、関係する都道府県の意向を確認しつつ、液石法についても整合性を図ること。

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

実態調査アンケートの結果について速やかに検討・分析していただいた上で、2次ヒアリングまでに、見直しの方角性及び今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

本年8月23日に政令指定都市及び当該都市を含む道府県、業界団体に対して、内閣府と調査内容を調整した上で、アンケート調査を発出した。アンケートの締切期限については、9月13日としたところであり、現在、アンケート調査結果を踏まえ、今後の方針について検討中である。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

4【経済産業省】

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)

液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の仕事・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該仕事・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。
第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。

具体的な支障事例

【現状】

特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。

【支障】

そもそも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請を前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本来は異なるものであると解釈すべきである。

このことを前提にすれば、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべきである。

今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接待を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかかなりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきである。

また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事の判断による迅速な要請や指示等が可能となり、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第 45 条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和 2 年 4 月 23 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、長野県、大阪府、沖縄県

○当県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項に基づきパチンコ店に対して施設の使用停止要請を行ったが、これは県内の施設の全数を把握することができたため要請を行うことができたものである。しかし、例えば、インターネットカフェのように全県に店舗が多数あり、関係団体などがいない業種・業態に対しては、法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請に反して営業を行っているという施設があっても、全施設を把握することが困難であるため法 45 条第 2 項に基づく要請を迅速に行うことができず、効果的なまん延防止策を適切に実施することができないと思料される。
また、緊急事態措置を実施する際の国への事前協議は、法的根拠もなく、迅速な対応が困難となっている。

各府省からの第 1 次回答

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)に基づき、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)で大きな方針を示し、各都道府県知事は、基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況等に応じ判断するという役割分担の下、それぞれの立場で役割を果たすという形で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきている。
特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請と第 45 条第 2 項に基づく協力要請との関係については、要請の法的な強さを踏まえ、基本的対処方針において、第 1 段階として特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として特措法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行うこととしており、実態としては、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請により、多くの事業者は要請に従っていたものと承知している。
現行法体系を前提とすると、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、また、第 3 項に基づく指示が、特定の者を名あて人として処分を行う行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 4 号の不利益処分に該当するものと考えられることなどによれば、これらの要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されている。
事前協議については、特措法第 3 条第 4 項の基本的対処方針に基づき対策を実施する地方公共団体の責務規定等、さらには、新型コロナウイルス感染症対策は、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針にのっとった取組が行われているのか等を確認する必要があることから、基本的対処方針等に基づき行うこととしているものである。このことにより、特措法第 20 条の総合調整や特措法第 33 条の指示によらずとも、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。
今般の新型コロナウイルス感染症に対する対処など、緊急事態における国と地方の役割分担のあり方については、様々なご意見があり得ると思われるが、今後も、現場で対策に当たられている地方公共団体の声を十分に聞きつつ、国と地方公共団体が密接に連携しながら、対策を進めてまいりたい。
(別紙あり)

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

特措法上、第 24 条第 9 項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第 45 条第 2 項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であり、本来は異なるものと解釈すべきであるが、この異なる 2 つの条項を組み合わせ、段階的に要することを、基本的対処方針で定めていること自体、適当ではない。
法第 24 条第 9 項に基づく要請は、一般的な協力要請の一つとしての休業要請であり、緊急事態宣言下において緊急事態措置として行う要請(指示)に比べて実効性が低い。緊急事態宣言下において、法的指示・公表につながる法第 45 条に基づく“より強い”要請を事業者に行うことにより、休業要請の実効性が高まるものと期待できる。

緊急事態宣言下において、早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すためには、法第 45 条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきであり、法第 45 条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備をお願いしたい。

国との事前協議は法令上の根拠がなく、地方自治法第 245 条の 2 の関与の法定主義として、法律又はこれに基づく政令によらなければ国の関与を受けることはないとされていることから、廃止すべきである。

感染拡大防止という一刻を争う時間的制約の中では、事前協議ではなく事後報告で十分である。また、今回は法第 45 条に基づく要請・指示が国・県双方にとって初めてのことであったため、細かな調整が必要であったが、今後は今回の経験を踏まえて、事務的な手続きについて国との調整はそれほど必要がないと思われるため、事前協議の必要性は低い。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等については、同法第 24 条第 9 項に基づく協力要請も含め、都道府県知事の裁量権を拡大するとともに、同法第 45 条第 2 項から 4 項までに基づく要請・指示などの実効性を担保する法的措置を講じるべきである。

また、要請、指示にかかる法令上根拠のない事前協議については、地方自治法第 245 条の 2 (関与の法定主義) から、法律又は政令に基づかない関与については認められないため、廃止すべきである。

新型コロナウイルス感染症に対して、都道府県知事が機動的に対応できるよう、同法をはじめとする関係法令等の見直しを行い、早急にこうした措置等の実現に向けた具体的な検討を進めるべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、国と地方の役割や責任の分担に関して地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、今後、所要の見直しを検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていることなどから、第 1 次回答のとおり、個別の施設を対象に行うことが予定されているものである。今後とも、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請と第 45 条に基づく措置を適切に組み合わせて対策を行っていただきたいと考えている。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)等に基づく事前協議の必要性については、第 1 次回答のとおりであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 20 条の政府対策本部長の総合調整や、特措法第 33 条の政府対策本部長の指示も規定されているところであるが、基本的対処方針等に基づく協議を行うことにより、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。引き続き、地方公共団体と連絡を密にしなが、感染状況に応じて、機動的に対策が実施されるよう取り組んでまいりたい。

新型コロナウイルス感染症対策のあり方については、全国知事会の代表者も構成員となっている新型コロナウイルス感染症対策分科会において、随時議論が行われているところでもあり、制度のあり方に関する内容については、NO.230 の検討と同様に、引き続き地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら検討を行っていく。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】

本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置により、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。

【支障】

同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題となっているためである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事が行う休業指示の実効性が担保され、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項、第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、富山県、大阪府、山口県、徳島県、高知県、沖縄県

○当県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請を行い、特にパチンコ店3店に対しては、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、同条4項に基づき店名の公表を行ったが、要請に応じなかった。

当県が行った要請や、同条3項に基づく指示に従わなくても罰則がなく、指示に実効性がないことから、実効性を高めるために必要な法改正が必要である。

各府省からの第1次回答

特措法による施設の使用制限については、強制力を有する仕組みを導入する必要性を示す立法事実があるか否かや憲法上の議論の整理も必要であることから、慎重に検討することが必要。他の制度の運用を含めて、実効性を高めるためにどのようなことができるか検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

県においては、要請・指示・公表を行うとともに、公表後は、毎日、施設の状態の把握、施設責任者等への口頭での直接の要請等を行ったが、最終的に要請に応じない施設も複数あり実質的な効果はなかった。指示や要請の確実な執行のために、指示に応じない場合の罰則の適用と併せ、施設に対する立入検査や質問検査の権限付与も必要であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等については、同法第45条第3項の規定による指示を行っても、なお営業を継続する事業者が存在したため、罰則適用などの法改正や要請・指示を的確に行うために必要となる情報の都道府県知事への集約、国による補償金的な「協力金」の制度化なども含め、早急に実効性を担保する措置を講じるべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、国と地方の役割や責任の分担に関して地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、今後、所要の見直しを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

強制力を有する仕組みを導入する必要性を示す立法事実があるか否かや憲法上の議論の整理も行いつつ、地方公共団体と十分にコミュニケーションを図りながら、慎重に検討することが必要。他の制度の運用を含めて、実効性を高めるためにどのようなことができるか検討していく。